

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式12

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度「副首都・大阪」大学連携プロジェクト・リサーチ・プレゼンテーション事業業務委託(その2)	その他	特定非営利活動法人Deep People	2,837,500円	令和6年7月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	「危機管理産業展2024」に関するブース設営・撤去等	その他	株式会社昭栄美術	159,170円	令和6年8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号	G4・G28	-
3	「副首都・大阪」プロモーション動画に係るSNS用縦型動画編集・制作業務委託	その他	株式会社アストラカン	715,000円	令和6年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 「副首都・大阪」大学連携プロジェクト リサーチ・プレゼンテーション事業業務委託（その2）

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 Deep People

3 随意契約理由

本業務は、「副首都・大阪」大学連携プロジェクト リサーチ・プレゼンテーション事業の民間の視点での充実を図るという観点から、民間のノウハウや豊富なネットワークを生かして、適切な民間有識者の招へいや学生が満足を得られる優れたプログラムの作成、取材活動等の研究の支援によって、発表会を充実させること等への企画・提案を受け、事業を実施する必要がある、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、特定非営利活動法人 Deep People の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、特定非営利活動法人 Deep People と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

副首都推進局 副首都企画担当 （電話番号 06-6208-8862）

2

随意契約理由書

1. 案件名称

「危機管理産業展 2024」に関するブース設営・撤去等

2. 契約の相手方

株式会社 昭栄美術

3. 随意契約理由

副首都ビジョンにおける副首都・大阪が果たすべき役割の一つとして位置付けた「首都機能バックアップ」の取組みとして、令和 6 年 10 月 9 日から 11 日に東京にて開催される BCP 関連イベントである「危機管理産業展 2024」に出展を行う。今般、出展にあたり事務局側から、「ブース装飾」及び「オプション備品」の申し込みについて、案内がなされた。

「ブース装飾」とは、標準小間（スタンダードブース）に設置されるシステムパネル（ブース仕切版）やパラペット（展示ブース上部の胸壁）、看板等の設置のことをいい、出展ブースを構成する最低限のものである。なお、主催者設置の標準小間のシステムパネルについては、すべて主催者選定の事業者である上記業者が行うものとなっている。標準外のブース装飾の設置等においては上記業者以外による施工が可能であるが、主催者設置の標準小間とのとりあいが必要であり、標準小間を設置する上記業者以外の事業者に履行させることにより不具合が生じた場合には、その原因や責任の所在について不明確となるため、切り分けが困難と考えられる。

「オプション備品」とは、当日使用する備品のレンタルのことをいい、上記事業者以外からの備品のレンタルが可能となっている。当該備品の発注検討にあたり、大阪市入札参加有資格者のうち、賃貸種目「その他賃貸」を登録しており、かつ会場が東京であることから、東京に支社もしくは本社所在地を有する企業の中から、無作為に選出した 3 者に下見積もりを依頼したところ、いずれも上記業者の公表価格よりも高い価格での見積りが提出された。そこで、下見積価格の内容について見積もり提出業者にヒアリングを行った結果、見積もり提出業者よりも主催者側選定事業者である上記業者が安価であるのは、全体の装飾や物品の調達を行うことによるスケールメリットが働くためであることが判明した。

加えて、比較見積を行う場合には、契約の条件を一律にし、価格競争を行う必要があるところ、上記業者は主催者推薦の業者であり、比較見積相手方の一者として選定することが自然であるが、上記業者は本イベントにかかる備品レンタル料をイベント開催にあたり公表しており、本状況は価格競争になじまないと言わざるを得ない。

また、上記ブース装飾設置及び当日使用する備品の搬入搬出業者名等については、令和 6 年 8 月 30 日までに主催者側へ登録する必要があるが、令和 6 年 8 月 30 日以降に事務局による全体の搬入出調整により搬出入の日時が確定するため、本市の希望日時から変更になる可能性がある。このため、本市の発注の際に必要な履行日時の確定が困難である。その点、上記業者にオプション備品の用意を依頼した場合、上記、標準小間のシステムパネル全体作業と同時にオプション備品の搬入搬出等もできるため、期間の短縮に加え、業務も円滑に実施することができる。

以上のことから、「ブース装飾」及び「オプション備品」の申し込みについては上記業者以外に履行することが困難であると認められるため、上記業者と随意契約をおこなうものである。

4. 根拠法令

ブース装飾：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

オプション備品：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5. 担当部署

副首都推進局 副首都企画担当（電話番号：06-6208-9541）

随意契約理由書

1 案件名称

「副首都・大阪」プロモーション動画に係る SNS 用縦型動画編集・制作業務委託

2 契約の相手方

株式会社アストラカン

3 随意契約理由

令和5年度の「副首都・大阪」プロモーション事業業務委託（以下「令和5年度業務委託」という。）で「副首都・大阪」の実現に向け、日本全国及び海外に向けたプロモーションツールとして横型動画を作成し、令和6年3月に YouTube にて広告配信（以下「令和5年度広告配信」という）を行った。SNS 広告配信の利点は、紙媒体広告と比べ、配信後取得できる詳細なデータに基づく分析がしやすい点にあり、令和5年度広告配信の分析結果として、多くの人を特設 web サイトへ誘導することができ、副首都ビジョンの理解促進につなげることができたと言える。一方で、表示回数については、若者・女性以外の層に比べ少なかったことから、媒体や動画形態などを検討し、より多くの若者・女性に見ていただける工夫をする必要がある。

以上の令和5年度広告配信の結果を踏まえ、メインターゲットである若者・女性に対し訴求力の高いInstagramなど SNS での発信に対応できるよう令和5年度業務委託で作成した横型動画のリサイズ（縦型化）を行う。

今回の SNS 発信では、同時期に、同一内容の横型動画と縦型動画を複数の SNS（YouTube、Instagram）に広告配信することで、それぞれの視聴結果等进行分析し、今後の動画制作やプロモーション戦略の参考とすることとしている。そのため、既に作成している横型動画と内容はもちろん、視聴者が受けるイメージも同一にしておく必要がある。

本件横型動画のリサイズにあたっては、本市所有データが完成形である MP4 形式のみであり、音声やアニメーションなどの素材データがないことに加え、一般的に動画制作の手法は制作者によって異なることから元動画の制作者以外の者によってリサイズした場合、リサイズ前後の動画のイメージが異なるなど同一性を損なう可能性が高く、今回の SNS 発信で得られる分析結果に影響を及ぼす恐れがある。

よって、令和5年度業務委託の受注者である株式会社アストラカンと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

副首都推進局 副首都企画担当 （電話番号 06-6208-8862）